

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 2 月 8 日（金）第3492号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告	示	
○保安林の指定予定		（森づくり推進課取扱い） 1
○保安林の指定施業要件の変更		（森づくり推進課取扱い） 2
○県営土地改良事業の計画の変更		（農地整備課取扱い） 2
○公共測量の終了		（監理課取扱い） 2
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止		（鹿児島地域振興局取扱い） 2
公	告	
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告		（商工政策課取扱い） 3
○開発行為に関する工事の完了公告（2件）		（建築課取扱い） 3
正	誤	
○鹿児島県公報第3487号（平成31年1月22日付け）の一部訂正		（生活安全企画課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成31年 2 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

日置市吹上町永吉字山口9871番，9872番，9878番1，9878番4，9879番2，字登尾9885番1，9885番3，9886番，9886番2，9886番5，9887番から9889番まで，9893番，9896番，9900番2，9910番1，9910番3，字小原9933番1，9935番1，9937番1，9937番2，字井穴迫9938番，9939番，9950番，9951番，9955番から9957番まで，9960番から9962番まで，9964番，9965番2，字宮脇9977番，字射場宇都10070番，10071番1，字轟平10183番，10184番1，10184番2，10185番1から10185番3まで，10187番，10187番4

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第78号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定
 施業要件を変更する。

平成31年 2 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊毛郡中種子町油久字松ノ隅5233番 1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種
子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第79号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地保
 全整備（農地侵食防止）（旧：シラス対策）（農業用排水施設整備）川西地区の計画を変更
 したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児
 島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 2 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年 2 月12日から同年 3 月11日まで
- 3 縦覧場所
志布志市役所耕地林務水産課

鹿児島県告示第80号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、
 奄美市長から平成30年11月 9 日鹿児島県告示第1010号で告示した公共測量の実施は、平成30年
 12月28日終了した旨の通知があった。

平成31年 2 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島地域振興局告示第 2 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所
 支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成31年 2 月 8 日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月 日	障害児通 所支援の 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		

通所支援事業所 しゅしゅ	鹿児島市吉野町 1342番地	一般社団法人新 星	鹿児島市吉野町 1342番地	谷口 末夫	平成30年 12月31日	放課後等 デイサー ビス
-----------------	-------------------	--------------	-------------------	-------	-----------------	--------------------

公 報

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成31年2月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成31年2月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成31年2月8日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミリープラザめいわ
鹿児島市明和一丁目25番1号

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量
鹿児島市中町10番15号 外4社
- (2) 変更後 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量
鹿児島市中町10番15号 外4社
株式会社NH C 代表取締役 鈴木貞男
愛知県名古屋市中村区名駅二丁目35番22号

3 変更年月日

平成31年1月21日

4 届出年月日

平成31年1月25日

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年2月8日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（1 工区）

志布志市志布志町安楽字田尻3598番1の一部、3598番2、3599番、3605番3、3605番4、3605番5、3606番、3606番2、3607番、3607番2、3608番1、3608番2、3608番4、3609番2、3609番3及び3614番2の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都中央区日本橋二丁目2番20号
株式会社一六商事西日本
代表取締役 黒木清巳

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 2 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(1 工区)

奄美市名瀬幸町19番 2 の一部, 19番 3, 19番 4, 19番 5, 19番 6, 19番 7, 19番 8, 19番 9, 19番12, 101番の一部及び101番地先里道の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
奄美市名瀬幸町25番 8 号
奄美市長 朝山毅

正 誤

平成31年 1 月22日付け鹿児島県公報第3487号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
5	下から 6 行目	- S a k i -	-Saki-